



## (2) 世帯の考え方

※就学支援の「世帯」とは、同じ家に住んでいる人すべてをいいます。生計や住民票を別にしていても、同じ家に住んでいる人は同じ世帯です。なお、単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、その世帯の生計を維持している人も同じ世帯に含みます。なお、令和8年4月施行の『共同親権』の取り扱いについて、世帯員で該当がある場合は教育委員会事務局学事課までご相談ください。

※主に生計を維持している人の傷病や失業(解雇、倒産)などやむを得ない事情で収入が激減した場合、所得が基準額を超えても認定する場合があります。学校へ相談してください。(定年・自己都合退職は該当しません。)

## 2 認定期間

令和8年4月～7月に認定された人の認定期間は令和8年8月までです。令和8年4月～7月に申請した人は、認定された人も認定されなかった人も、自動的に令和8年9月に新基準で審査を行います。再度申請書を提出する必要はありません。9月の審査で追加提出する書類がある人には個別に案内をします。令和8年9月以降認定された方の認定期間は令和9年3月までです。令和9年4月以降も就学支援を希望される場合は、令和9年4月にする案内に従って申請してください。

## 3 注意事項

- ① 就学支援の申請者(受領者)は生徒本人となります(生徒が未成年の場合は保護者とします)。
- ② 就学支援に関する情報は、個人情報のため、他人に知られることのないように配慮します。
- ③ 申請内容に修正や誤りが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。申請内容に疑いがある場合、事情を確認することや、職権で世帯状況や所得等の確認をすることがあります。
- ④ 就学支援の認定中に世帯状況が変わる場合(再婚、転居、同居等)は、必ず、すみやかに学校へ連絡してください。再婚等により世帯に新たな人が増えた場合、一旦就学支援の支給を停止します。引き続き就学支援を希望する場合は、新しい世帯構成で再申請してください。
- ⑤ 地震や豪雨等で被災されたことを理由に申請する場合の手続きについては、学校へ相談してください。

#### 4 参考（支給内容と支給時期）

- ※ 認定された場合、支給内容が確認できますので、大切に保管してください。
- ※ 9月（2学期）以降の支給額は9月以降認定された場合に支給予定です。

学用品費等	1学期分：11,560円、2学期分：9,000円、3学期分：6,750円	1学期分：6/1頃 2学期分：10/26頃 3学期分：1/25頃
オンライン学習通信費	1学期分：6,250円、2学期分：5,000円、3学期分：3,750円	
学校給食費	実際に食べた金額を支給	1学期分：8/25頃 2学期分：1/25頃 3学期分：3/31頃
修学旅行費	実施時点で就学支援を受けており修学旅行に参加した3年生に支給	実施後 (通常2～3カ月後)
通学交通費	最も経済的な通常の経路および方法で公共交通機関を利用して通学する生徒に定期代（通勤手当がある場合は差額）を支給 第1回：4月～6月の3カ月定期と7月の1カ月定期代 第2回：9月の1カ月定期と10月～3月の6か月定期代	第1回：8/25頃 第2回：12/25頃
学校生活管理指導表文書費	食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給 医療機関の領収書が必要	実費額 (限度額 3,000円) 原則翌支給日(4,5 月分は6/25)

※学用品費等とオンライン学習通信費と学校給食費と通学交通費は、学期途中で認定された場合は金額の一部が支給されます。

※オンライン学習通信費は、タブレット端末を活用した家庭学習を行っていない場合、支給されません。

※生活保護受給世帯は、生活保護費(教育扶助)に含まれるもの以外の費目が支給されます。

※口座振替を申し込んだ場合、原則として登録口座へ直接振り込まれます。振込名義は「N ガクジカ ナゴヤシカイケイカンリシャ」です。ただし、就学支援の対象のものについて学校徴収金が未納の場合、学校に支払うことがあります。

## 5 提出書類

ていしゅつしよるい

### ・就学支援申請書

グレーの部分については必ず記入してください。

世帯状況欄には、同じ世帯の人全員を記入してください。

令和7年1月1日時点で名古屋市に住民票があり、所得の申告をしていて、審査に必要な情報取得に同意した場合、証明書類は必要ありません。

しょうめいしよるい

### ・証明書類

#### 【証明書類が必要な人】

- 教育委員会が情報を確認することに同意しない人
- 令和7年1月2日以降に名古屋市に転入した人や名古屋市に住んでいない人
- 令和6年1月～12月の所得を申告していない人
- 生徒本人の住所と違う所に住んでいる人

にんていくぶん 認定区分	しょうめいしよるい 証明書類	はっこうばしよ 発行する場所
①	保護開始決定通知書または保護受給証明書	
②	保護決定通知書（【令和6年4月2日以降】の停止・廃止）	区役所
③	児童扶養手当証書（受給期間が【令和6年11月以降】のもの）の写し ※社会福祉事務所の印があるページのコピーが必要です。 ※父母のいずれかに重度の障害があることにより児童扶養手当を受給している場合は、重度の障害があることがわかるもの（障害者手帳のコピー等）を添付してください。	民生子ども課 支所 区民福祉課 （社会福祉事務所）
④	世帯全員分の市民税・県民税・森林環境税証明書（コピーも可） ※令和7年度（令和6年分所得）の証明が必要です ※所得税法上扶養されている人は扶養されていることがわかる証明書（扶養している人の市民税・県民税・森林環境税証明書等）でも足りません。 ※高校生以下の人の分は必要ありません。	市税事務所 区役所・支所の 税務窓口

## 6 提出期限

ていしゅつしよるい

- (1) 令和8年4月からの認定を希望する人

令和8年4月13日（月）までに学校へ提出

※(1)の期限までに提出できない場合は学校に相談してください。

- (2) 申請は令和8年5～7月も受け付けています。ただし、お金の支給は、申請が受け付けられた月分からになります。（例：令和8年5月に認定→5月分から支給）

### 【就学支援に関するお問い合わせ先】

名古屋市教育委員会学事課 (TEL 052-972-3217、FAX 052-972-4175) または なごやか中学校